

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 16 日

大阪府知事 様

（大阪府泉州農と緑の総合事務所長）

住 所 大阪府大阪市住之江区浜口西3丁目9番5号

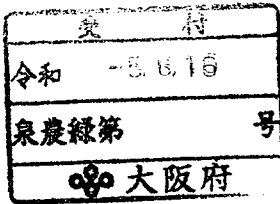
提出者

氏 名 関西電力送配電株式会社 大阪支社

大阪南電力本部長 川上 智徳

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6676-2217



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪南電力本部 南大阪電力所（忠岡変電所）
事業場の所在地	大阪府忠岡町忠岡北3丁目4番21号
計画期間	5 4 1 6 3 31 令和4年11月24日 ~ 令和4年12月27日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	33：電気業
② 事業の規模	認可出力：152,294MVA（令和4年度末）
③ 従業員数	8,806名（2022年4月1日時点）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	変圧器 特になし

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	排出量	59.48 t	— t
	(これまでに実施した取組) 令和4年度にPCB汚染物の処分を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	排出量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度にPCB汚染物の処分を実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB廃棄物は屋外にて保管し、定期的に保管状況を確認している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 残ったPCB廃棄物は令和8年度末までに処分を計画。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	全処理委託量	59.48 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	59.48 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	全処理委託量	0 59.48 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 59.48 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
(今後実施する予定の取組) 令和4年度に処分を実施。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	0 59.48 t	
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを導入し、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。			
※事務処理欄			

別紙 管理体制図及び各部署の役割

